

河川環境行政の動向について

平成27年10月20日

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課
企画専門官 金縄 健一

－ 目 次 －

1. 河川環境をとりまくこれまでの流れ

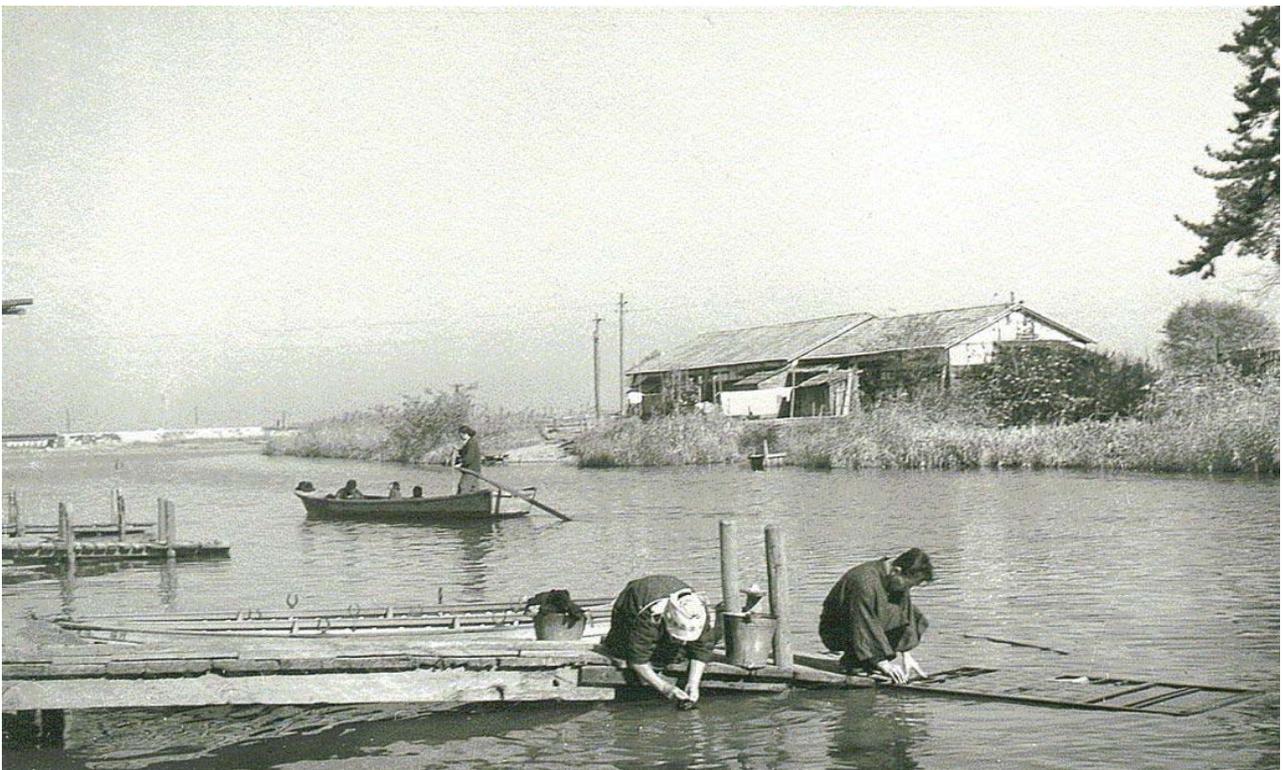
2. 河川環境施策の現状

- ①水環境整備
- ②水辺空間の整備
- ③自然再生

3. 河川環境施策の更なる発展

1. 河川環境をとりまくこれまでの流れ

かつての川と人との関わり



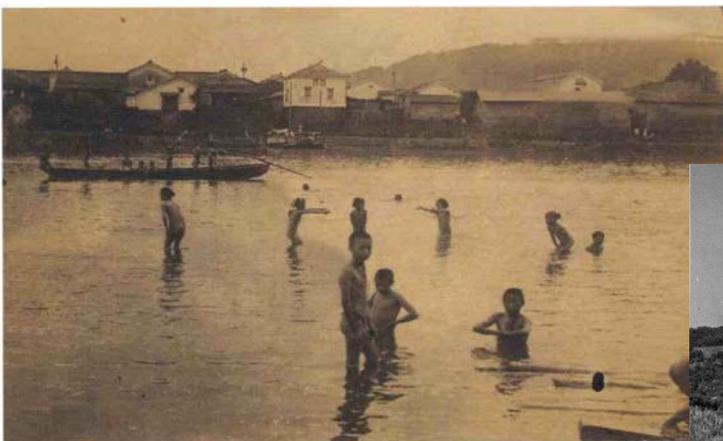
洗濯などをする暮らしの場としての川（滋賀県 瀬田川／昭和20年代）

かつての川と人との関わり



人と生き物が共生する場としての川(兵庫県 出石川／昭和35年)

かつての川と人との関わり

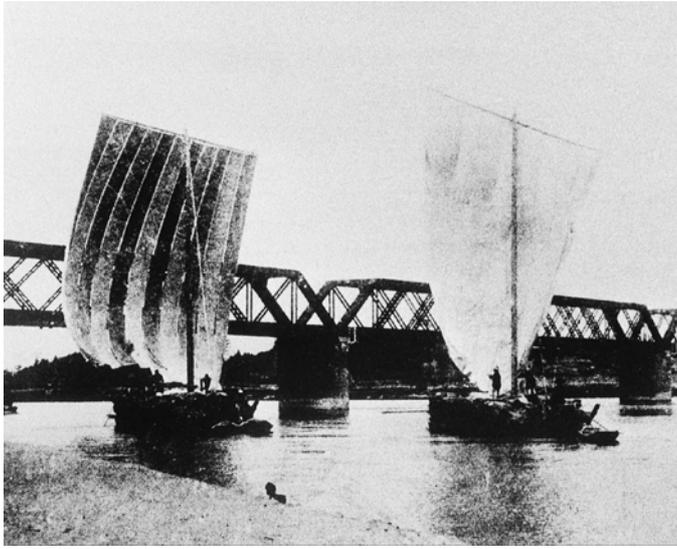


子供の遊び場としての川
(鹿児島県 川内川下流部／昭和初期)



子供の遊び場としての川
(奈良県 大和川／昭和30年頃)

かつての川と人との関わり



食料や物資を運ぶため川を往来する高瀬舟の様子
(埼玉県、千葉県 利根川／大正時代)



舟運とまわりの河川状況
(広島県 太田川／大正時代)

江戸時代まで さかのぼると・・・



「東都名所 日本橋真景并二魚市全図」 歌川広重



堀川花盛

(名古屋名所団扇絵集 市博物館所蔵)



「四条河原」 歌川広重

いい水辺が失われた時代

昭和45年頃の多摩川(東京)は、水面に洗剤の泡が浮かび、あたりに異臭を放つなど河川環境は最悪の状態となった。資料(国土交通省 京浜河川事務所)



いい水辺が失われた時代



スカム



ゴミやスカム(浮きかす)が浮いていた
(東京都、埼玉県 綾瀬川/昭和50年頃)



大量にゴミが投棄された河川
(神奈川県)

いい水辺が失われた時代

効率的な治水整備により、三面張にされた河川。建物も河川から背を向けた。
(東京都 神田川)



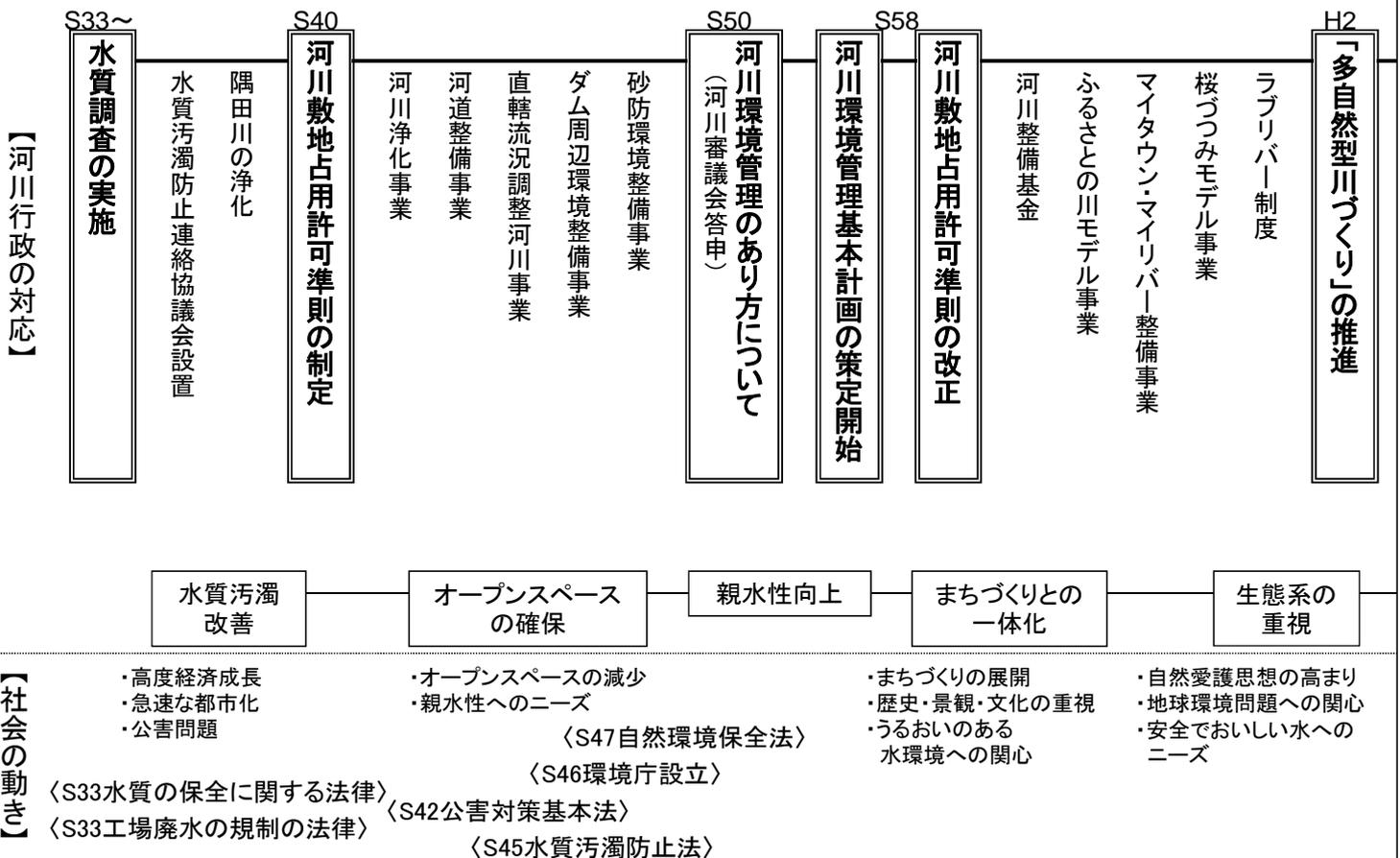
いい水辺が失われた時代

高い堤防で街と分断された川
(東京都 隅田川)

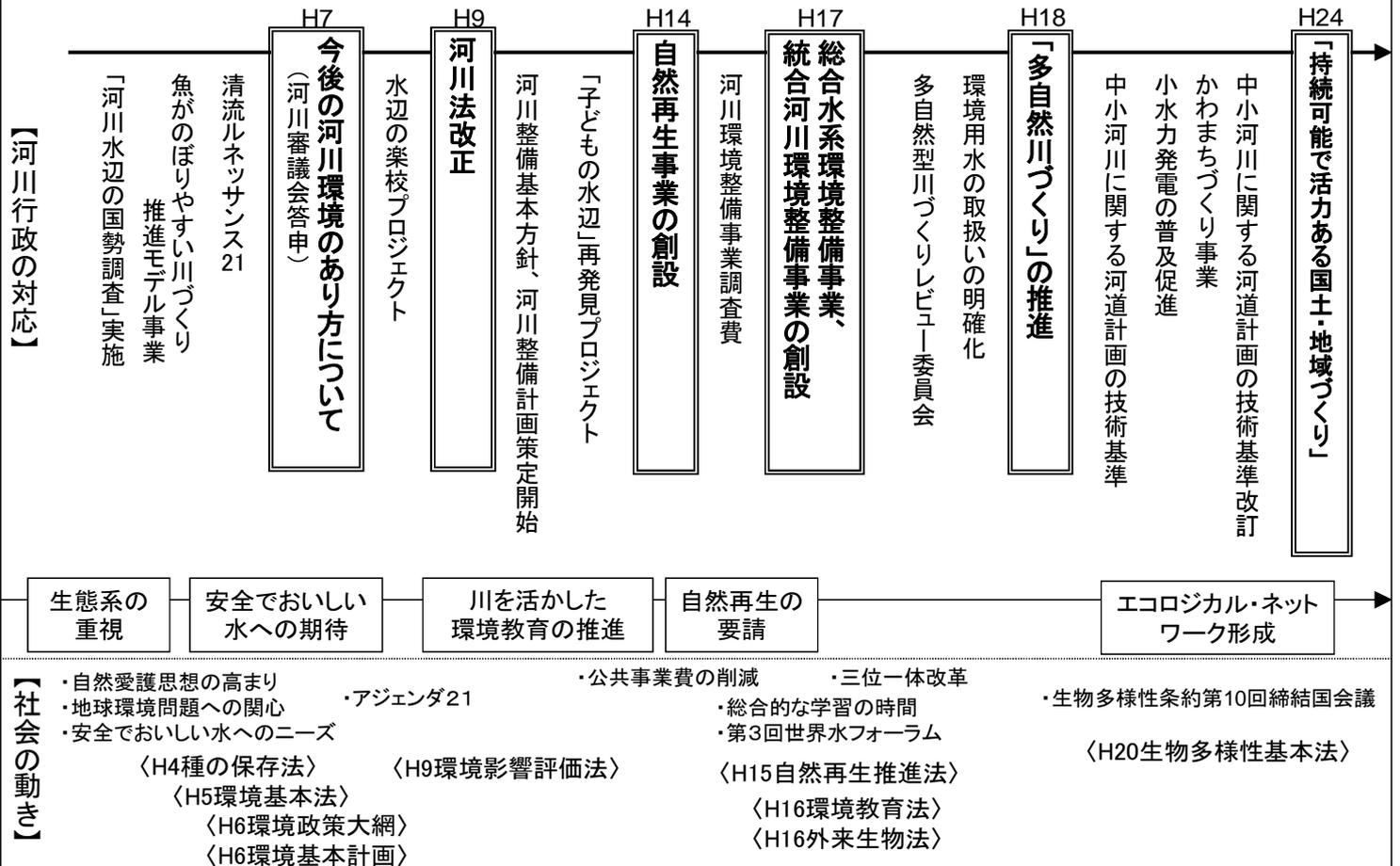


2. 河川環境施策の現状

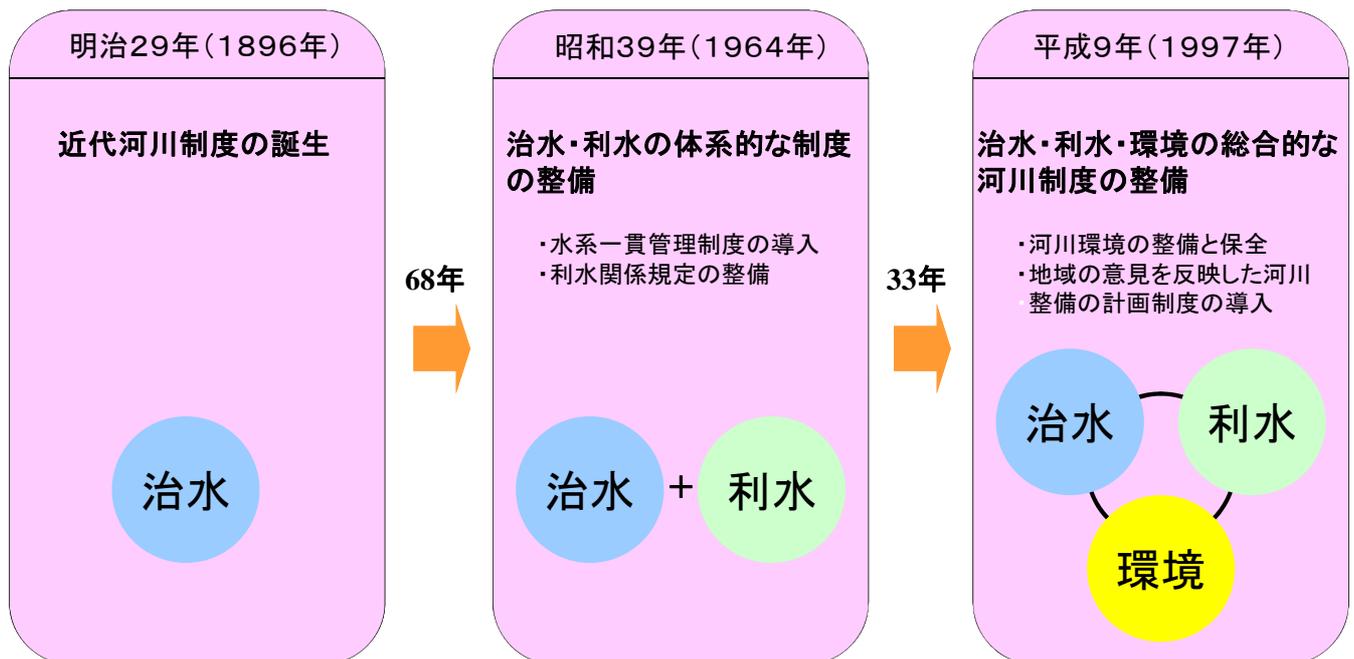
河川環境施策の変遷



河川環境施策の変遷



河川法の改正



河川法の改正

(平成9年改正後)

河川法第1条

この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び**河川環境の整備と保全がされるよう**にこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全性の保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(「逐条解説 河川法解説」河川法研究会編著、大成出版社)

○「河川環境」とは、**河川の自然環境**及び河川と人との関わりにおける**生活環境**である。

○「河川環境の整備」とは、多自然型川づくり、自然再生事業等により**積極的に良好な河川環境を形成**することである。

○「河川環境の保全」とは、水質の維持、優れた自然環境や景観を有する区域の保全、河川工事等による環境に与える影響を最小限度に抑えるための代償措置等により**良好な河川環境の状況を維持**することである。

総合水系環境整備事業の概要

自然再生

- ・流域における多様な主体と連携しながら、豊かな自然環境を育む「生態系ネットワーク」の形成を推進する
- ・河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。



円山川(兵庫県)

水辺整備

- ・河川を教育の場として利用する(水辺の楽校プロジェクト)
- ・地域の取組みと一体となって水辺を整備する(かわまちづくり支援制度)
- ・水源地における係る河川管理施設の整備を行う(水源地域ビジョンに基づく整備)



道頓堀川(大阪府)

水環境整備

- ・水環境悪化の著しい河川において浚渫を行い、浄化施設を整備する
- ・濁水、富栄養化、堆砂等の著しいダムに対して浚渫を行い、浄化施設を整備する。また、ダム湖周辺を保全し整備する
- ・水環境悪化の著しい河川に対して導水を行う



導水前

導水後

松江堀川(島根県)

2. 河川環境施策の現状

①水環境整備

【水環境整備】

○全国の河川の約92%が環境基準を達成している。しかし、湖沼については、未だ約55%の達成であり、引き続き対策が必要。



網走湖(北海道)

青潮による酸素不足からの魚のへい死



北浦(茨城県)

アオコの発生回数は減少したものの、依然として改善されない閉鎖性水域の水質

※指定湖沼において湖沼法に基づいて策定される湖沼水質保全計画に従い、関係者の役割分担のもとで実施。

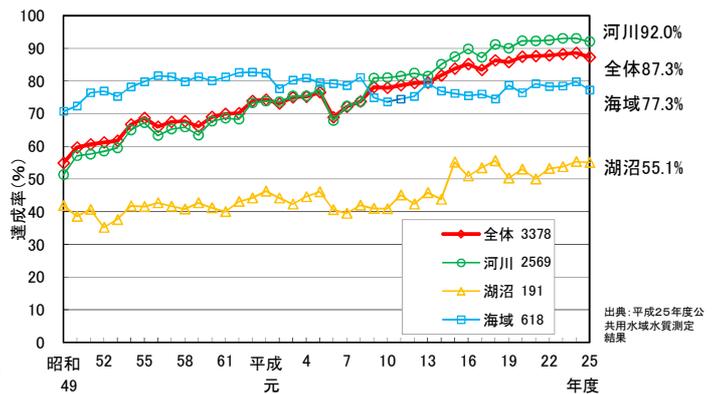
○都市部を中心とした、清流ルネッサンスⅡ(平成14年指定)の取組により、河川の水質は改善しているが、環境基準の達成は約75%であり、引き続き対策が必要。



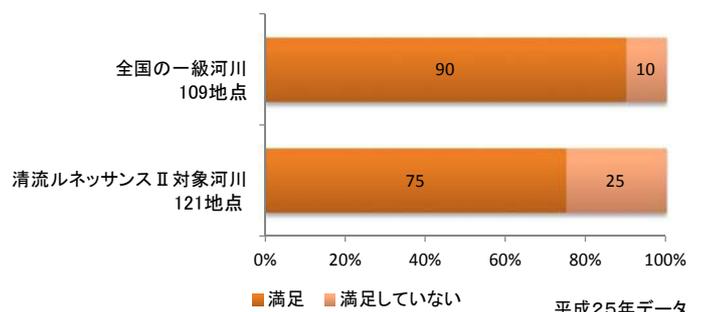
堀川(愛知県)

河床はヘドロ等が堆積
透明度が低く、夏場を中心に苦情が多い

環境基準の達成状況(水域の割合)



清流ルネッサンスⅡ河川の環境基準達成状況(地点の割合)



【水環境整備 事業の概要】

◆汚濁の著しい河川、湖沼において水質の浄化を図る

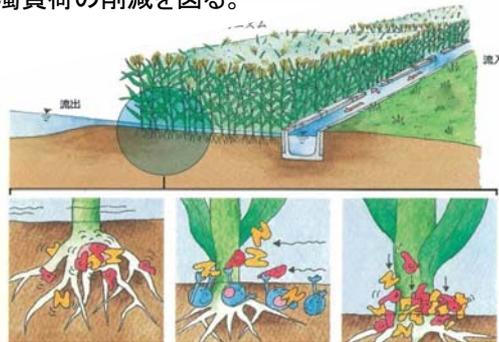
○底泥の浚渫

窒素・リン等の栄養塩類を多く含む底泥の浚渫を行い、栄養塩類等の溶出を防ぎ、水質の改善を図る。



○植生浄化

汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図る。

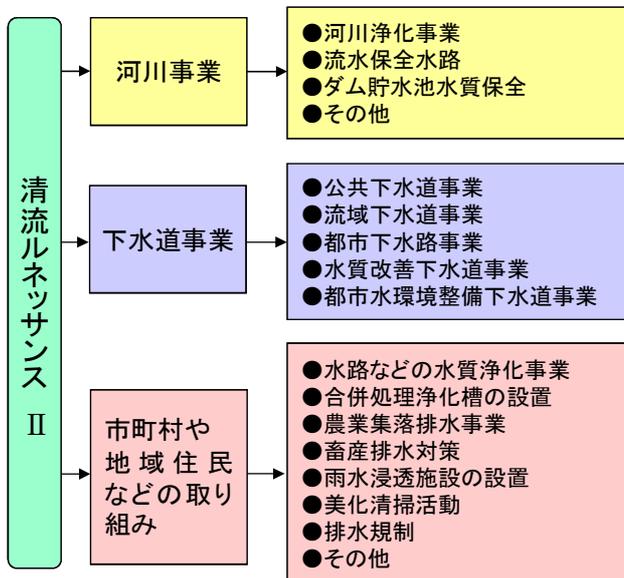


①植物のリン・窒素の吸収による除去
②底泥の脱窒、吸着作用による除去
③茎との接触による沈殿効果

清流ルネッサンスⅡ（第2期水環境改善緊急行動計画）

水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者及び関係者が一体となって水環境改善施策を総合的かつ重点的に実施し、水質の改善、水量の確保を図る。（H12年度創設）

【清流ルネッサンスⅡの取り組み】



清流ルネッサンスⅡの取り組みイメージ

水質浄化の成果(松江堀川)

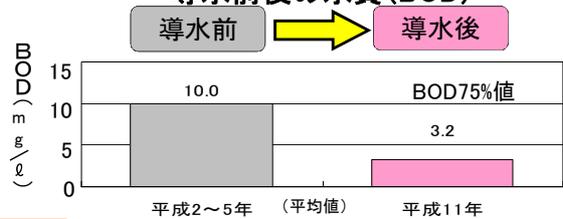
○都市化により汚濁が進んだ松江堀川では、地域と関係機関が一体となって、浄化用水の導水や河岸の修景、下水道整備等に取り組んだ。水質が改善した松江堀川では、遊覧船の運行が開始され、水郷の風情を活かした地域の観光客増加に貢献している。これにより、毎年約30万人が観光遊覧船を利用するとともに、船頭やガイドとして、多くのシルバー人材を含め約100人の雇用を創出している。



松江堀川浄化事業の概要

清流ルネッサンス21 (H6~H12)、清流ルネッサンスⅡ (H13~H17)
 宍道湖からの導水【国土交通省】
 河川の浚渫等【島根県】
 公共下水道事業等【松江市】

導水前後の水質(BOD)



昭和50年頃の水質汚濁が深刻な松江堀川



導水を開始した後の松江堀川

毎年約30万人が利用



22

2. 河川環境施策の現状

②水辺整備

【水辺整備】

■かわまちづくり

水辺とまちの融合が図られた、良好な空間形成を目指す取組み

ソフト面

- ・河川敷を活用した民間事業者によるイベントやオープンカフェ等に関する利用制度(都市及び地域の再生等のために施設を利用する際の占用の特例)等を活用
- ・河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

■水辺の楽校プロジェクト

河川管理者が関係者と連携して整備する「子どもの水辺」を活用した、体験活動の充実

ソフト面

- ・自治体や教育関係者、河川管理者、市民団体等で構成される「子どもの水辺」協議会において、「水辺の楽校構想」を作成
- ・協議会は「水辺の楽校」の整備内容及び運営方法を検討、また、良好な空間が保全されるよう適切な維持管理に努める

ハード面

・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う。

かわまちづくりの事例

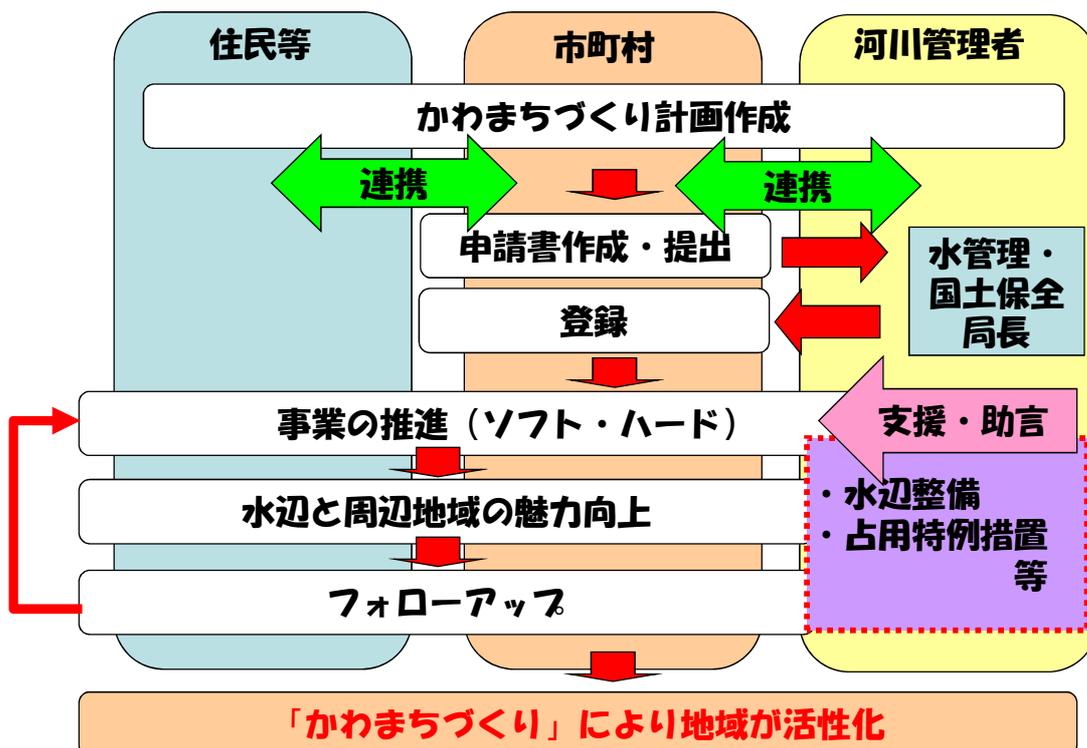


水辺の楽校のイメージ図



「かわまちづくり支援制度」

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、**良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進**を図る。



「かわまちづくり支援制度」

ソフト面

民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度(河川敷地占用許可準則の特例措置)等を拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援

ハード面

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援



かわまちづくりの事例① (京橋川 / 広島県)

- 「水の都ひろしま」の推進、広島駅周辺の活性化の推進。
- 河川敷地占用許可準則の特例を活用し、民間が水辺オープンカフェを設置。



(写真・図: 広島市/京橋川オープンカフェ事業概要パンフレット)

かわまちづくりの事例① (京橋川 / 広島県)

○河川敷地占用許可の改訂

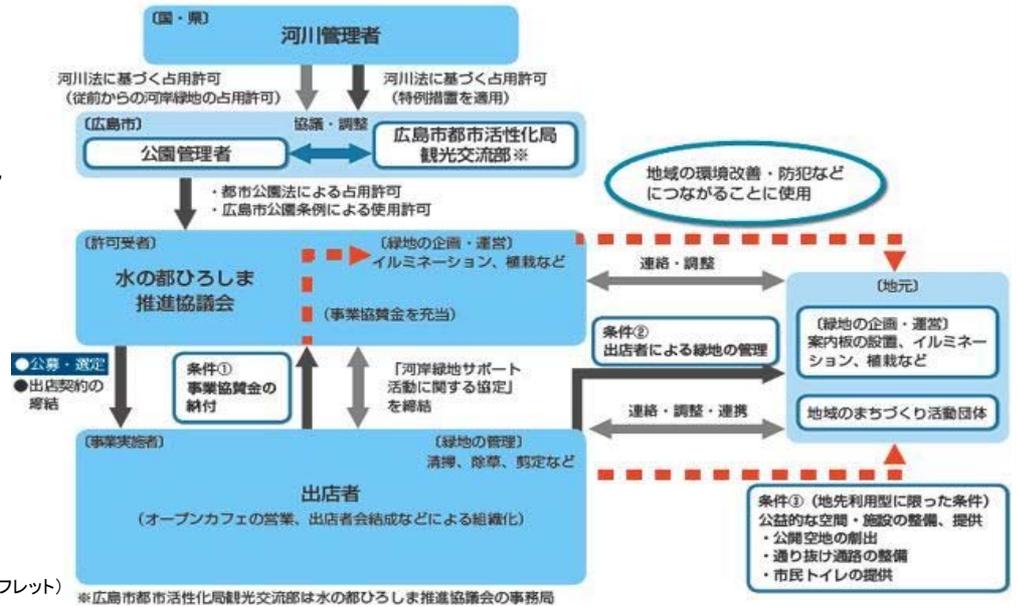
(~H16.2)
河川区域においては原則として
物販行為やイベント機材の設置は禁止

(H16.3~)許可準則の特例措置※
特別措置適用区域の**指定を受ければ設置可能になった。**

※ H23.3 許可準則の改正で一般化

○実施内容

- ・推進協議会※が全体をマネジメント
※ 有識者、市民団体、
商工・観光関係者、行政
- ・民間資金による公共空間整備の実現
- ・出店者の社会的活動による地域の理解獲得
- ・民間施設の公益的な活用
(公開空地、通り抜け、トイレ開放)



(写真・図: 広島市/京橋川オープンカフェ事業概要パンフレット)

※広島市都市活性化局観光交流部は水の都ひろしま推進協議会の事務局

かわまちづくりの事例① (京橋川 / 広島県)

○実施内容

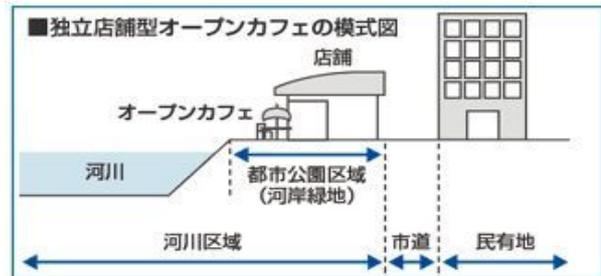
■ 地先利用型

- ・隣接民有地内店舗が河岸緑地を一体利用
- ・事業協賛金の徴収(200円/㎡・月)
→ 環境整備に充当
- ・河岸緑地の清掃
- ・公開空地等を開放



■ 独立店舗型

- ・河岸緑地内に施設を設置・営業
- ・事業協賛金の徴収、保証金の寄託(無利子)、
清掃義務
- ・事業コンセプト、店舗デザイン基準
→ 協議会承認
- ・出店者を公募選定、営業期間最長6年
→ 既得権防止



○利用状況

京橋川オープンカフェの利用実績(平成19年度)は、
地先利用型で年間約2万6千人、独立店舗型で約4万6千人。



かわまちづくりの事例②（最上川 / 山形県）

- 長井市には、最上川舟運の歴史・文化や名所名跡が存在、観光資源を地域活性化へ活用。
- 歴史的な観光資源をつなぐ散策路を整備して、周遊観光ルートを設定。

あやめ公園
日本一の規模を誇る

やませ蔵
舟運で栄えた商家跡

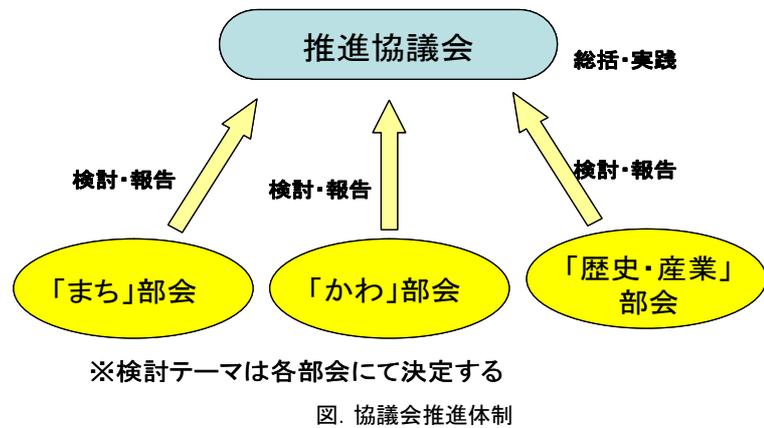
最上川河川緑地公園
花と水がテーマの公園

最上川堤防千本桜

凡例
 河川管理者整備 —
 地域整備 —
 既存ルート —

かわまちづくりの事例②（最上川 / 山形県）

○「長井市かわまちづくり推進協議会」(地元市民、NPO、観光協会、商工会議所、長井市、山形河川国道事務所で構成)が中心となり、役割分担や整備内容、利活用や維持管理の方策等について検討。



- 【長井市かわまちづくり推進協議会】
- ・フットパス推進会議
 - ・長井観光協会
 - ・長井まちづくりNPOセンター
 - ・長井商工会議所
 - ・水辺で遊べるわらしっこ広場整備促進協議会
 - ・最上川フォーラム
 - ・県民ネット最上川
 - ・長井市
 - ・山形河川国道事務所



かわまちづくりの事例② (最上川 / 山形県)

■ 長井市の取り組み

○最上川文化的景観形成事業 (まちづくり基金)

- ・最上川舟運において重要な特産品であった紅花を最上川のフットパス沿いで栽培し、景観づくりに活用。
- ・花を見るため多数の人々が訪れており、旅行業界も注目。



山形新聞H20.7.18掲載



○歴史的建造物の保全事業 (まちづくり基金)

- ・歴史的建造物を所有を保全、地域資源を活かすための景観の整備。



合資会社鍋屋本店 (登録有形文化財)



最上川舟運時代の船着場に舟運記念碑を建立

○高質空間形成施設事業 (まちづくり交付金)

- ・観光客等に対し、現在の位置や行く先を知らせるための、案内サインを設置。(50箇所設置)。



まちなかの案内サイン



住民がデザインした道しるべ、案内看板

※「まちづくり基金」: 長井市の拠出金、法人・個人の寄付等による基金 を設立。まちづくりに寄与する取り組みに対して助成する。

かわまちづくりの事例② (最上川 / 山形県)

■ 地元住民等の取り組み

- 観光ボランティアによる案内
- 観光協会等による河川での催し物の開催
- NPOによるフットパスガイドマップの発行
- 市民協力による商屋跡やトイレなどの開放
- 市民協力による散策路等の維持管理



観光ボランティアガイド



ガイドマップの作成



地元住民による散策路等の維持管理

■ 河川管理者 (国交省) の取り組み

- 堤防階段の整備
- 管理用通路の整備
- 親水護岸の整備



堤防階段の整備



管理用通路の整備



かわまちづくりの事例②（最上川 / 山形県）

○地域が主体となって、四季を通じて多様なイベントを実施することにより、観光客を呼び込むとともに、地域の魅力を高める取り組みを展開。

ウォーキングイベント



第34回全国白つつじマラソン大会
(ウォーキング部門)



ながい水まつり



河川公園で水を活かしたイベントを開催。
夜には花火大会も行われる。

(主催: 観光協会、長井市等)

まちなか散策ツアー



雪灯り回廊まつり

まつり期間中は、河川敷に
スノーランタンを設置。

(主催: 長井市、観光協会等)



かわまちづくりの事例③（道頓堀川 / 大阪府）

- 年間1億人が訪れる水の都の都市再生、魅力ある水の回廊づくり。
- 水質浄化、水辺整備、民間による河川空間活用により水辺の賑わい創出。



(写真・図: 大阪市HP)

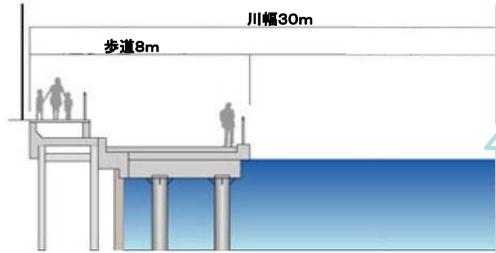
かわまちづくりの事例③ (道頓堀川 / 大阪府)

■ ハード整備内容

○道頓堀川の上下流に水門整備

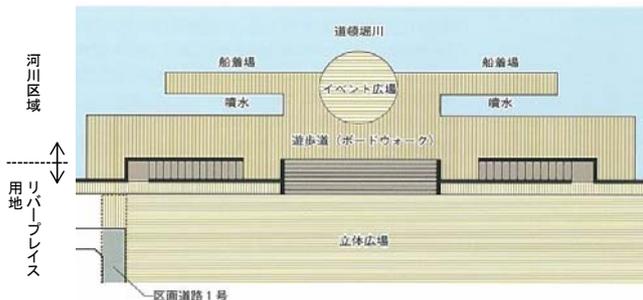
①防潮機能、②水位制御、③閘門機能、④水質浄化

○川沿いの遊歩道整備



○ 沿川まちづくりとの一体整備

・湊町リバープレイス



遊歩道整備前



遊歩道整備後



(写真・図：大阪市HP、リバーフロント研究所)

かわまちづくりの事例③ (道頓堀川 / 大阪府)

○河川敷地占用許可の改訂

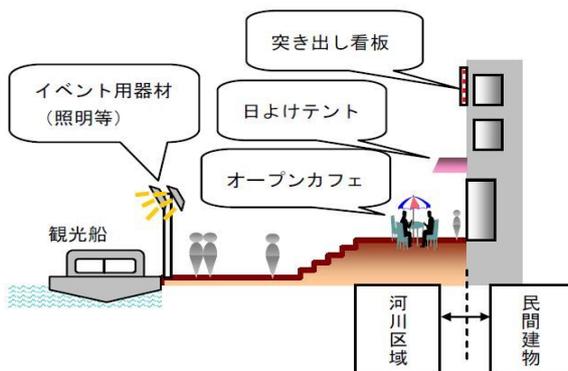
(~H16.2)
河川区域においては原則として
物販行為やイベント機材の設置は禁止

(H16.3~) 許可準則の特例措置※
特別措置適用区域の**指定を受ければ設置可能になった。**

※ H23.3 許可準則の改正で一般化

- ・イベント開催、バナー設置、露店設置などに利用
- ・道頓堀川水辺協議会※が河川利用に関する調整
※学識者、住民、商工業関係者、まちづくり団体、行政(庶務)
- ・利用案内を作成し、細かくルール※設定
※利用者、場所、料金、利用制限、適正管理など

道頓堀川における水辺空間利用の一例



かわまちづくりの事例③ (道頓堀川 / 大阪府)

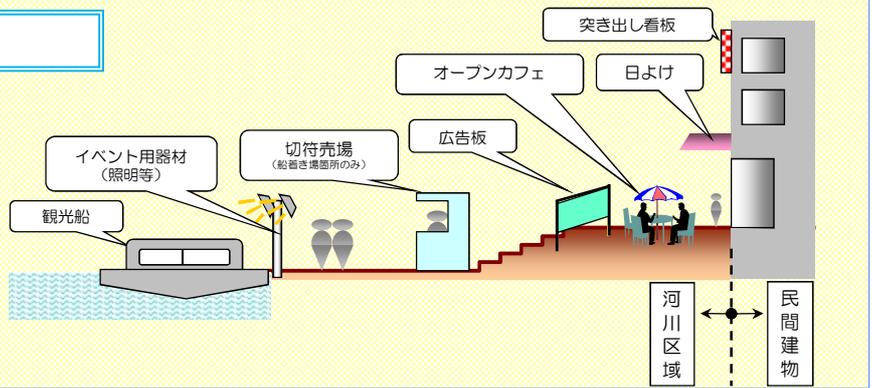
	H16	H20
休日平均来訪者数(人/日)	4,000	9,500(2.4倍)
船着場利用数(回/年)	1,100	5,600(5.1倍)
沿川建物の川側への間口設置数(軒)	1	13(13倍)
イベント件数(件/年)	12	20(1.7倍)

(出典:大阪市ホームページ)

民間資本等による地域の核となる賑わい空間創出の取組(占用許可準則の緩和)

占用許可の柔軟化

平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設営することが可能となりました。全国で水辺空間の様々な利用が加速しています。



河川占用許可準則(平成11年8月改正)

全国の河川

占用施設

公園、運動場、橋梁、送電線等の公共性又は**公益性のある施設**

占用主体

地方公共団体、公益事業者等の**公的主体**

特例措置(平成16年3月通知)

社会実験として以下の8河川
 沙流川(平取町)、利根川(香取市)
 堀川(名古屋市)、堂島川等(大阪市)
 道頓堀川(大阪市)、箕面川(箕面市)
 京橋川等(広島市)、那珂川等(福岡市)

占用施設

左記施設に加え、
 ①広場、イベント施設等(これらと一体をなす**飲食店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場等**)
 ②日よけ、船上食事施設、突出看板

占用主体

①の施設は、公的主体
 ②の施設は、公的主体又は**民間事業者**

河川占用許可準則(平成23年3月改正)

全国の河川

占用施設

左記施設と同じ
 ①同左
 ②同左

占用主体

①②の施設の区別なく、公的主体又は**民間事業者**



「水辺の楽校プロジェクト」

地域の身近な自然空間における河川において、子どもたちが自然体験の場として活用できるよう、自然の状態を極力残しつつ、必要に応じてアクセス施設の整備や水辺に近づけるよう河岸の整備等を行う。

■水辺の楽校プロジェクト推進体制

子どもの水辺協議会設立

- ・市民団体
- ・市区町村教育委員会
- ・河川管理者 等

河川整備
が必要な
場合

「水辺の楽校構想」作成

(子どもの水辺協議会が作成)

登録申請

登録認定

水辺の楽校プロジェクト

国土交通省
水管理・国土保全局長

水辺の登録
活動支援

子どもの水辺
サポートセンター

- ・資機材の貸出
- ・各種情報提供
- ・市民団体等の
コーディネート 等

河川管理者による水辺整備の実施

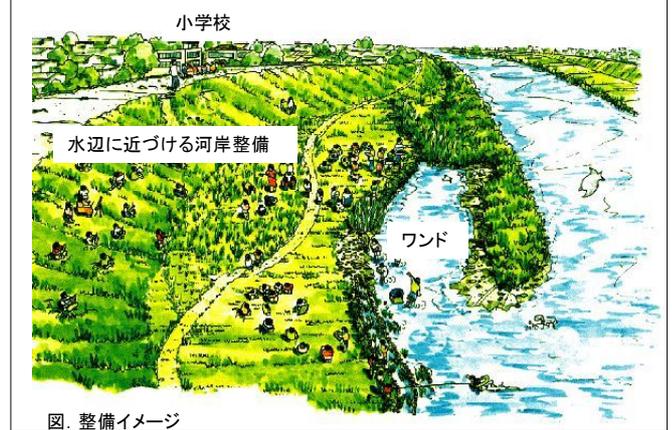


図. 整備イメージ

「水辺の楽校プロジェクト」

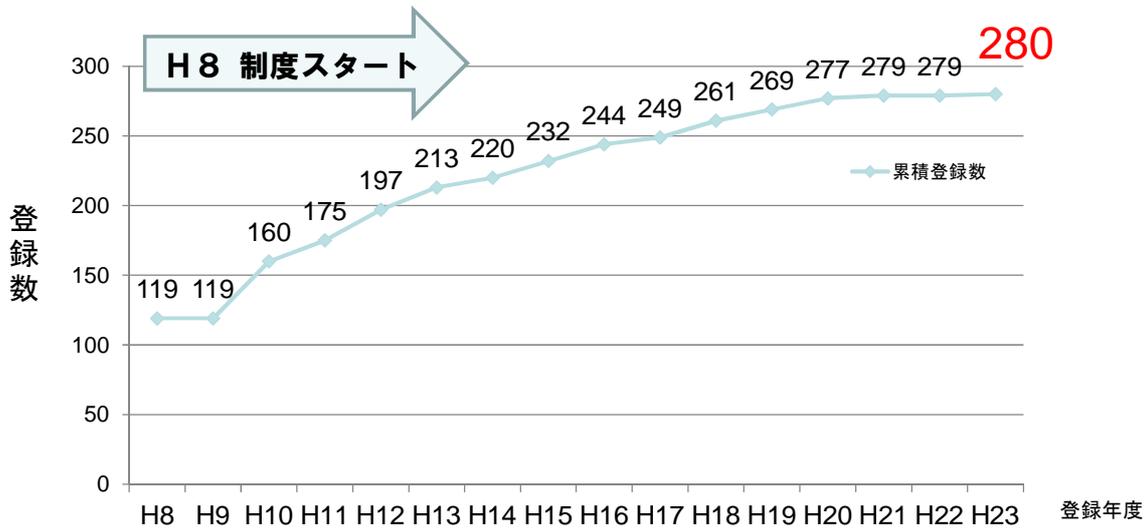


写真. 桐生川水辺の学校(栃木県桐生市)

水辺の楽校の事例

【安倍川 牛妻地区の事例】 静岡県静岡市

安倍川牛妻地区は、静岡市と地域住民団体等が連携し自然体験学習の場としての利活用をめざした水辺整備が行われており、多くのイベント等で賑わいを見せている。

国土交通省

・高水敷整正、坂路、階段、親水護岸の整備

連携

・子どもの水辺協議会(H14~H18)の開催
・水辺の楽校プロジェクトの登録(H16.3登録)

静岡市
水辺の楽校協議会等

・親水施設の整備、維持管理
・親水イベントや環境教育の開催



H24.8.26水辺の楽校の賑わい(この日1,000人以上)



H21.7子供達への環境教育



H24.9.1世話人によるスイカのサービス



H23.7.18アマゴのつかみ取り

2. 河川環境施策の現状

③自然再生

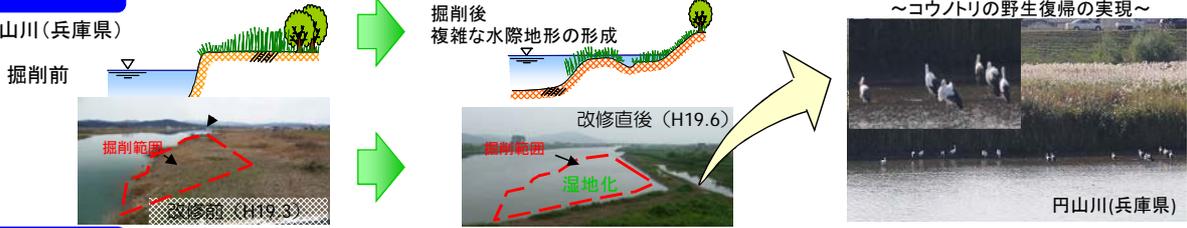
【自然再生】

- 河川が本来有している生物の生息・生育環境、多様な河川景観の保全・復元を目指す取組の一貫として実施。
- 極力人の手を入れず、河川の自然の復元力を活かした川づくりを目指している。

湿地再生

河川の河岸の部分を通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生

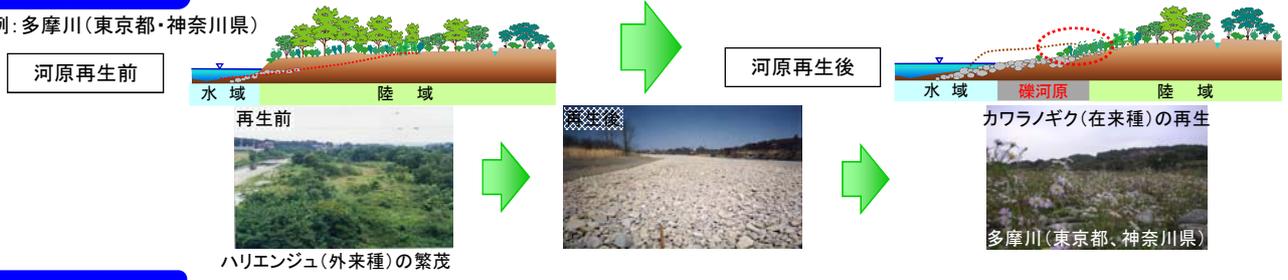
例：円山川（兵庫県）



砂礫河原再生

河川の高水敷の掘削などで、河岸の冠水頻度を増加させ、砂利の豊かな河原を再生

例：多摩川（東京都・神奈川県）



魚道整備

魚類の遡上・降下が困難な区域で、魚道を整備・改良

例：馬淵川（青森県）



自然再生①

松浦川（佐賀県）の事例



整備前（平成14年撮影）

- 水田開発や河川改修により大幅に減少した **氾濫原湿地の再生**
- 人と生物の **ふれあいの再生**



整備後（平成22年10月撮影）

自然再生①

アザメの瀬検討会(これまでに100回以上開催)

【検討事項】

- ・計画の策定
- ・維持管理のあり方
- ・現地調査 等

【メンバー】

- ・地元住民(住民、小学生、NPO等)
- ・学識者
- ・河川管理者(国)、地元市 等



写真. 住民による維持管理の様子



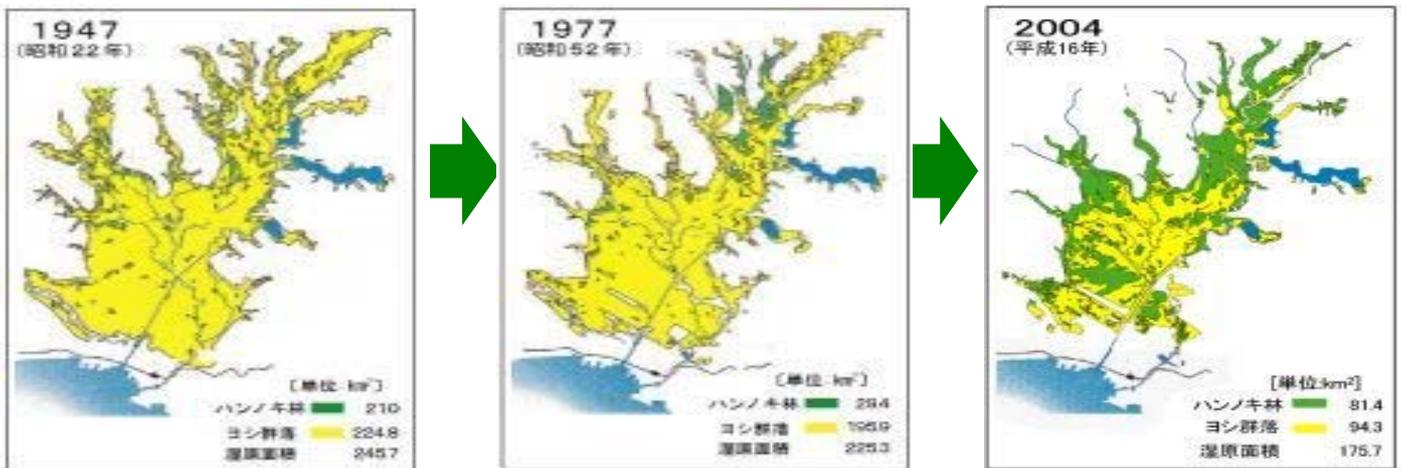
写真. 小学生による環境学習の様子

自然再生②

釧路川(北海道)の事例

釧路湿原は我が国最大の湿地であり、S.55年に我が国第1号のラムサール条約登録湿地。流域の経済活動の拡大に伴い、この60年間で湿原面積の約3割が減少し、ハンノキ林が約4倍に拡大する等、質的・量的な変化。

湿原面積の急激な減少と湿原植生の変化



関係機関と連携した対策を実施

自然再生②



土砂流入量が約9割減少する等の成果

自然再生③

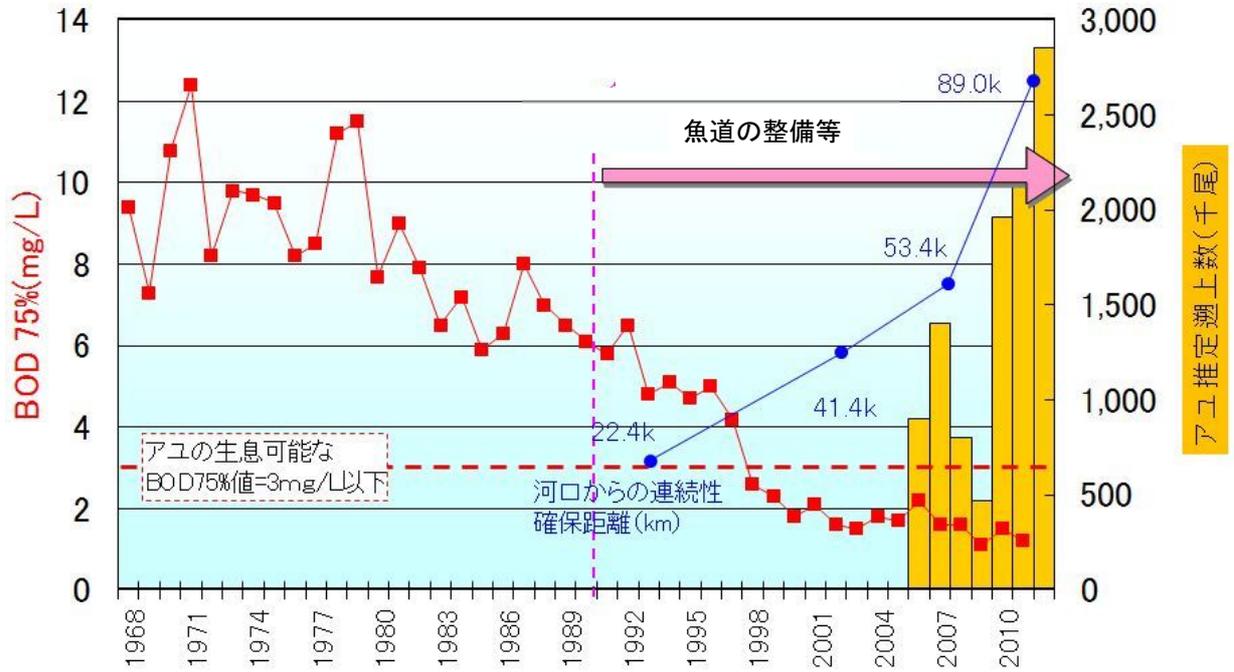
多摩川（東京都）の事例



自然再生③



図. 多摩川における河川環境とアユの遡上



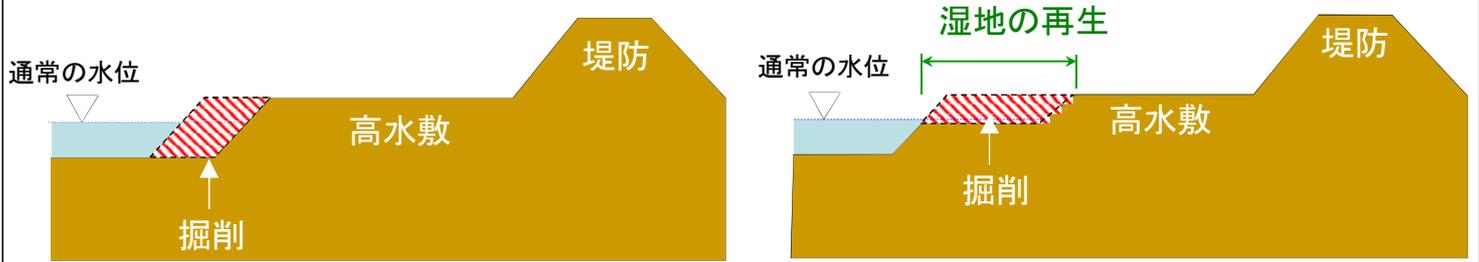
自然再生④

円山川（兵庫県）の事例



平成16年10月 台風23号出水

自然再生④



自然再生④

掘削前



掘削後

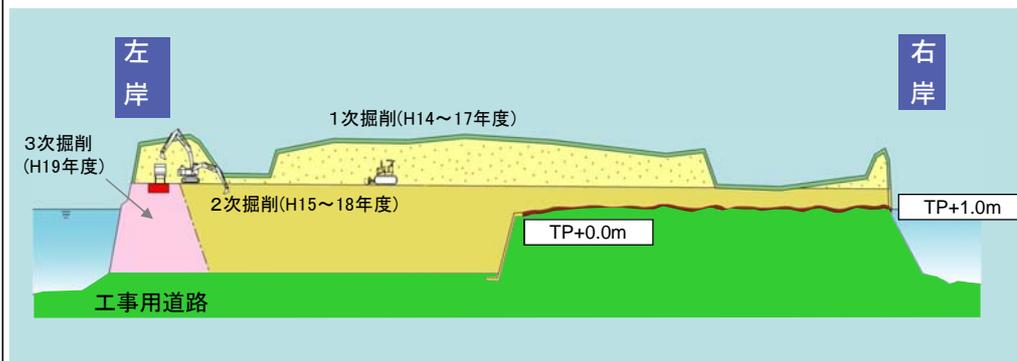
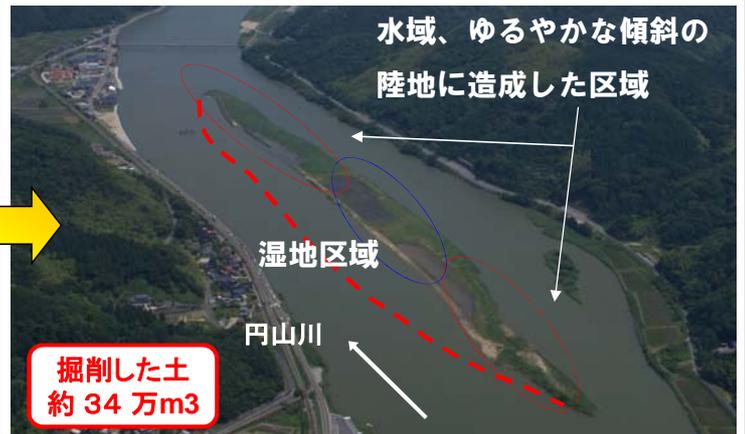


写真. 飛来したコウノトリ

河川改修事業においても、「多自然川づくり」が基本に

1 「多自然川づくり」の定義

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。



侵食・堆積・運搬といった河川全体の自然の営みを視野に入れる



地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮

2 適用範囲

「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、すべての一級河川、二級河川及び準用河川における調査、計画、設計、施工、維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となること。

多自然川づくりポイントブックⅢ

多自然川づくりポイントブックⅢ

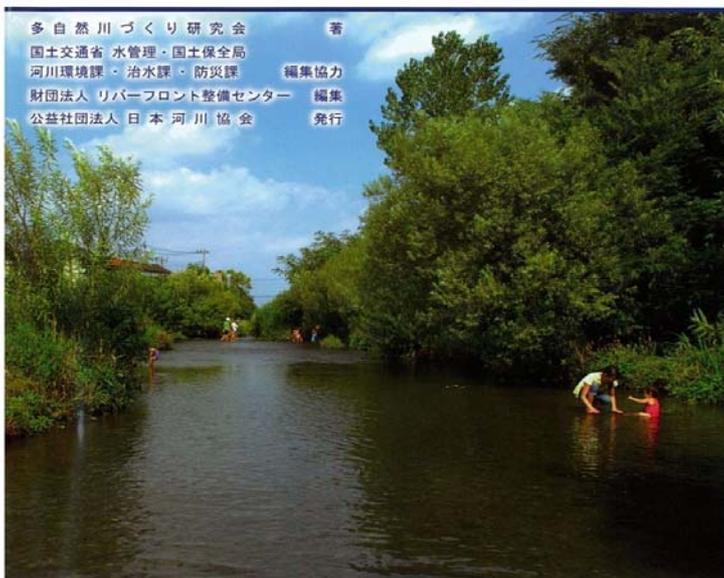
中小河川に関する河道計画の技術基準；解説

川の営みを活かした川づくり
～河道計画の基本から水際部の設計まで～

「多自然川づくりポイントブックⅢ」
中小河川に関する河道計画の技術基準；解説

A4判(270頁) 販売価格(消費税込み)：2,500円

著者：多自然川づくり研究会
編集協力：国土交通省水管理・国土保全局
編集：財団法人リバーフロント整備センター
発行：公益社団法人日本河川協会



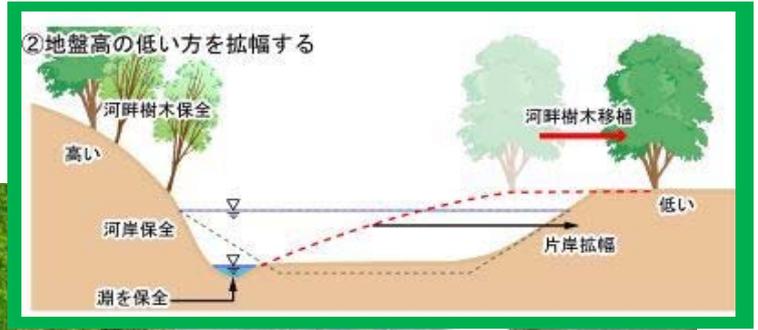
【多自然川づくり研究会】

- 島谷 幸宏 九州大学大学院教授 (座長)
- 桑子 敏雄 東京工業大学大学院 社会理工学研究科教授
- 藤田 光一 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部長
- 天野 邦彦 国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部河川環境研究室長
- 服部 敦 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室長
- 萱場 祐一 独立行政法人土木研究所自然共生研究センター長
- 吉村 伸一 株式会社吉村伸一流域計画室代表取締役
- 山道 省三 特定非営利活動法人全国水環境交流会代表理事
- 安田 吾郎 国土交通省総合政策局海外プロジェクト推進課国際建設管理官
前国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 河川環境保全調整官
- (勢田 昌功 元国土交通省河川局河川環境課 河川環境保全調整官)
- (小俣 篤 元国土交通省河川局河川環境課 河川環境保全調整官)
- (平井 秀輝 元国土交通省河川局河川治水課 流域治水調整官)
- (岡村 次郎 元国土交通省河川局河川防災課 防災調整官)
- (宮川 勇二 元国土交通省河川局河川防災課 防災調整官)

多自然川づくり

【施工のポイント】

- ①蛇行部の内側を拡幅する
- ②地盤高の低い方を拡幅する
- ③定規断面にしない

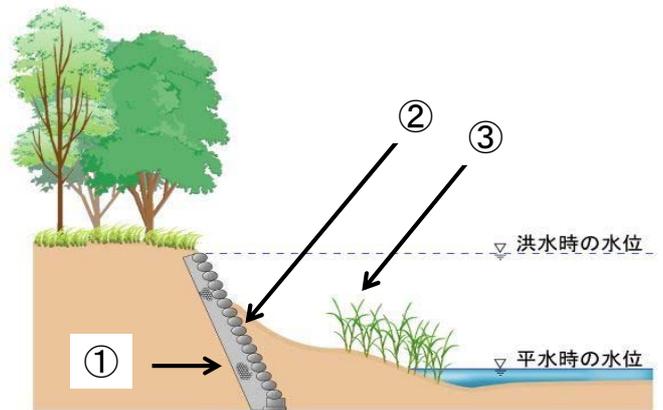


出典:多自然川づくりポイントブックⅢ 写真提供:吉村 伸一

多自然川づくり

【施工のポイント】

- ①護岸ののり勾配は急勾配とし、護岸前面に十分な土砂を確保する。
- ②現地発生材を基本とする。対象となる河道区間に適した粒径の河床材料を用い、中小洪水で流失しないよう工夫する。
- ③河岸ののり面は、河道の平面形やみお筋に対応して変化させるなど、画一的な断面にならないよう注意する。



施工前

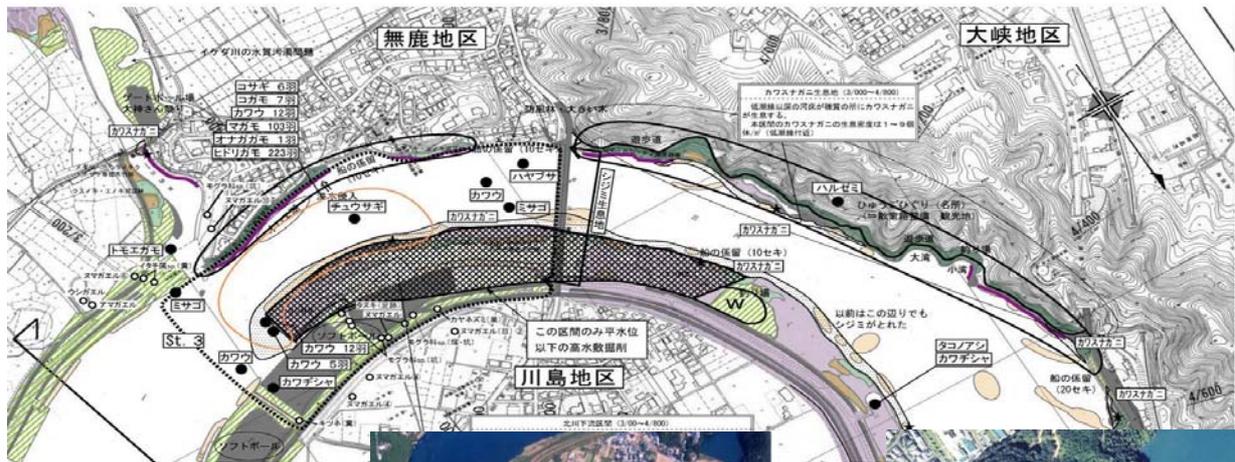


施工後



出典:多自然川づくりポイントブックⅢ 写真提供:島谷 幸宏

河川環境情報図



河川環境情報図を基に、
改修により消失するワンドの
代替ワンドを整備。

整備後、代替ワンド内に、
多様な生物が確認されている。



改修前

改修後

3. 河川環境施策の更なる発展

- ① 「川の中」の事業から「流域」連携へ
- ② ミズベリング・プロジェクトの取組

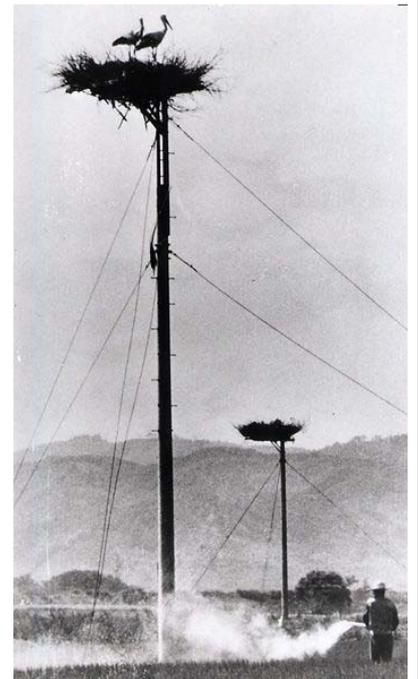
3. 河川環境施策の更なる発展

① 「川の中」の事業から「流域」連携へ

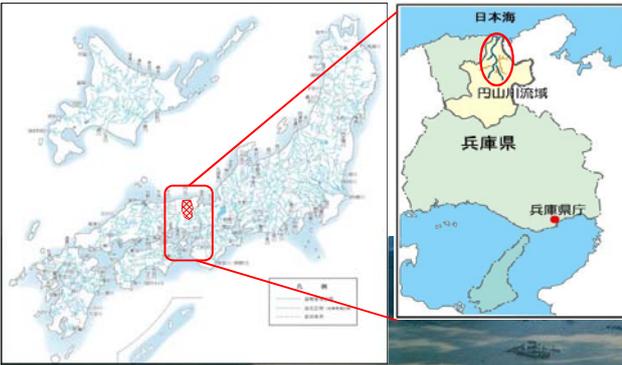
「川の中」の事業から「流域」連携へ（円山川流域の事例）



1971年
国内野生絶滅



「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)



円山川における豪雨災害 (平成16年 台風23号)

死者 7人 負傷者 51人 浸水面積 4,083ha
 家屋全半壊 4,033戸 浸水戸数 7,944戸

<国管理区間>

堤防決壊2箇所、越水29箇所



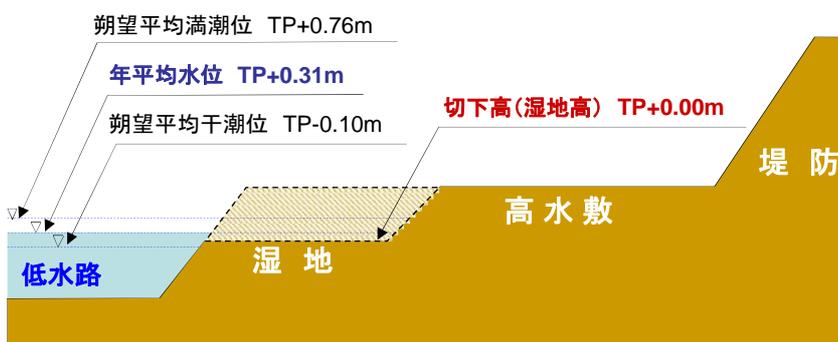
「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

治水効果だけでなく、魚類の生息やコウノリの採餌場所としての機能を持った湿地を再生

◆従来の掘削方法



◇今回の掘削方法



低水路全体を深く掘り拡げるのではなく、年平均水位よりやや低いTP+0.0mまで切り下げ。

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

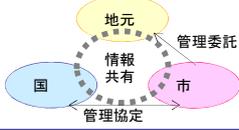
失われた湿地環境を再生するために、地域や各機関の取り組みと連携を図った一体的な湿地整備を実施

出石川加陽地区大規模湿地

- 地域と連携した維持管理
- 地域と連携したモニタリング
- 環境教育フィールドとしての活用
- 親水空間

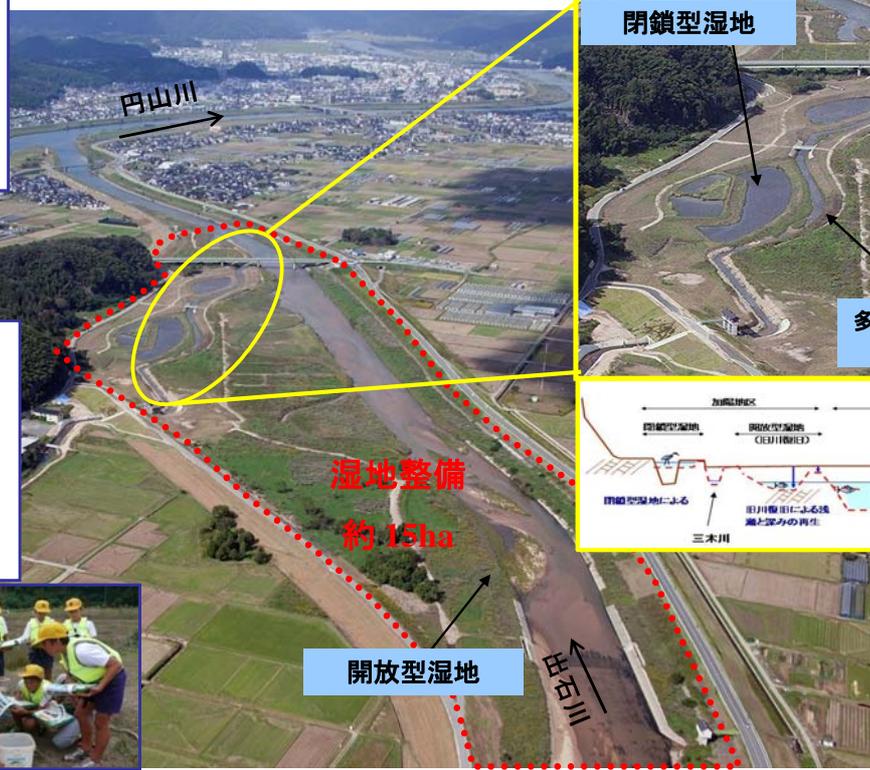
★地域と連携した維持管理

日常管理（草刈、巡視等）：市・地元
 補修や浚渫等：国
 対象範囲：閉鎖型湿地とその付帯施設



地元小学生による魚類調査

環境学習の実施



「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

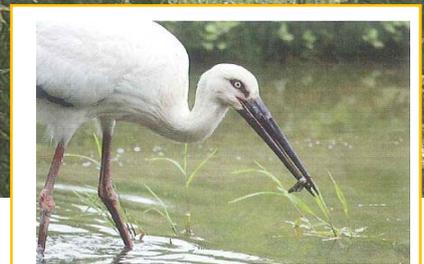
地域が一体となり、コウノトリの生息・生育環境を整備（エコロジカル・ネットワーク形成）



国による円山川での湿地整備



県・市が設置した人工巣棟整備



無農薬・減農薬米栽培による採餌環境の向上

(出典:豊岡市資料 等)

「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

2005年 放鳥



- 平成17年9月 初めての試験放鳥
- 平成18年9月 円山川河川敷における放鳥
- 平成23年 本格的野生復帰開始
- 平成24年 放鳥3世が巣立ち
- 平成26年4月 72羽が野外に生息



治水と環境の両立



(出典:豊岡市資料 等)

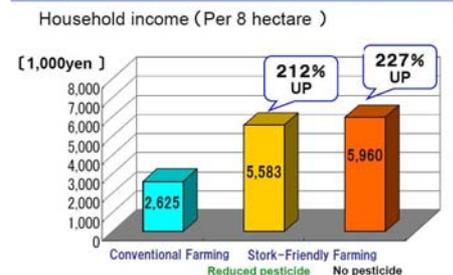
「川の中」の事業から「流域」連携へ(円山川流域の事例)

○市内所得が1.4%増加



○「コウノトリ育むお米」は慣行農法に 比べ
農家所得が2倍以上

Comparison of household income



○観光でも10億円以上の価値

○子ども達の環境意識の向上

○国際的にも高い評価

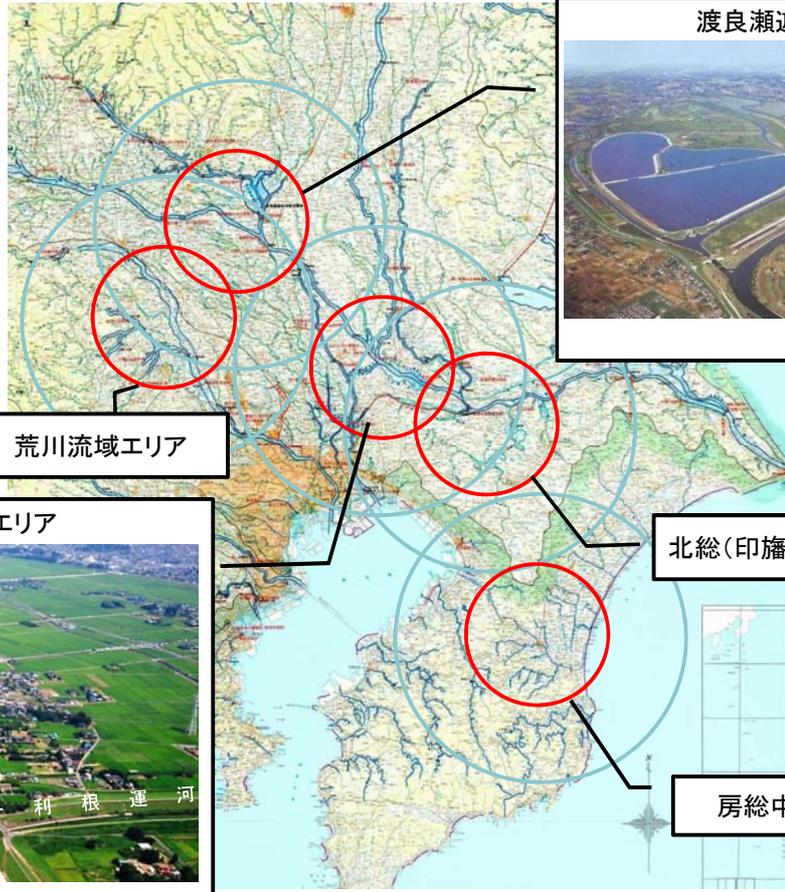


(出典:豊岡市資料 等)

「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）



南関東エコロジカル・ネットワーク
形成に関する検討委員会



渡良瀬遊水地エリア



荒川流域エリア

利根運河周辺エリア



北総(印旛沼・手賀沼)エリア

房総中部エリア

「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）

利根運河周辺エリアでの取り組み



野田自然共生ファーム



多様な生物が生息する江川地区



農薬に頼らない米づくり(黒酢の散布)

「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）



国による江戸川のワンド整備

「川の中」の事業から「流域」連携へ（南関東地域の事例）



取り組みの一環として、H27年7月には野田市において
関東初となるコウノトリ試験放鳥を実現

3. 河川環境施策の更なる発展

② ミズベリング・プロジェクトの取組

ミズベリング・プロジェクトの推進

○水辺という公共空間を活用しながら、地域の魅力を引き出すために、民間企業が主体となり関わることができる場、機会をつくり、ビジネスチャンスを提供する。その上で、市民・企業・行政が一体となって新しい公共空間活用のライフスタイルを提供し新しい文化を創造する。

我が国の河川の現状



建物が河川から背を向けている



水辺を遠ざけている直立護岸



河畔整備されても賑わいが無い



ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語。

今後の対応

修景護岸の整備、テラスの連続化による回遊性の向上、防災船着場の利活用、川床及びオープンカフェの設置等の民間活力による賑わい空間の創出、河川空間での照明整備等、世界から注目を集め、外国人観光客を魅了する風格を備えた水辺空間を創出。

〈先行事例〉

『オープンカフェ』 隅田川(東京都)

『かわてらす』 日本橋川(東京都)



民間事業者
取組

『外国人で賑わう水辺』 隅田川(東京都)

『イベントの開催』 狩野川(静岡県)



ミズベリング・プロジェクトの推進

ミズベリング・プロジェクトの推進

かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクト。
 ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語。
 水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントをつぎつぎと起こす取り組み。

水辺とまちのソーシャルデザイン 懇談会の開催

第1回懇談会 [平成25年12月27日]
 災害対策支援船あらかわ号
 船内(隅田川)で開催



news every(日本テレビ)

第4回懇談会
 [平成26年2月27日]
 神田川沿いの旧万世橋駅
 (マーチエキュート)で開催



第6回懇談会
 [平成27年3月3日]
 スカイツリーの見える
 MIRRORビルで開催



メッセージブック
 ~ここから水辺の
 未来が動き出す~

美しさと風格を備えた魅力的な水辺とまちの未来創造に向けたメッセージ

ミズベリング・プロジェクトの展開

ミズベリング東京会議
 [平成26年3月22日]



参加者のアイデアを集約した
 「水辺の未来図」

「ミズベリングプロジェクト」の存在を内外に示すプログラム。約200名が参加。水辺に未来の可能性を感じる人のつながりを作り、さらに社会的機運を生み出すきっかけに。

ミズベリングニコタマ会議
 [平成26年5月22日]



会議全景



ワークショップ

二子玉川の水辺に関心のある市民・企業・行政関係者など約70名でのワークショップ

ミズベリング万世橋会議
 [平成26年7月7日]



会議全景



万世橋ライトアップ

7月7日「川の日」に、「神田川・万世橋」の水辺の豊かな活用を考え、語り、繋がるワークショップを約100名の参加のもと開催

連鎖